

Law

vol.6 消防法について

ご存知ですか?

消防法

発電設備の点検基準と点検要領により定期点検とその報告を定めています。

特定防火対象物の報告は1年に1回

不特定多数の人が集まる場所や、一定以上の規模をもつ建物に消火栓設備、排煙設備などの電源確保のために非常用電源設備の設置が義務付けられています。建築基準法でも点検の必要性や基準を建築設備定期検査業務基準指導書で定めています。消防法第17条の3の3の規定に基づき消防長(消防署長)宛で、「消防設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」が提出されます。内容は所在地や名称、用途や構造、点検者氏名他50項目以上の細部にわたる点検の結果報告をまとめ、報告書にしています。

また、蓄電池設備を備えている場合別途、非常電源(蓄電池設備)点検票を添付しています。

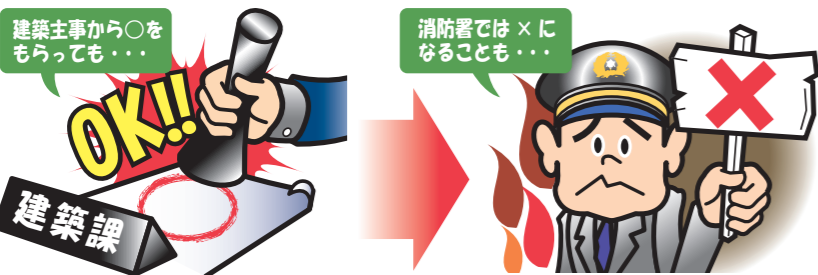


ワンポイント

消防法をあまり検討しないで確認申請などを出すと、管轄消防署で引っかかることがありますので、注意が必要です。

建築主事から〇をもらっても...

消防署では×になることも...



総合点検と防火対策報告は義務です。

消防法により消防用設備等(附置される非常電源: 自家発電設備)を設置する事が義務付けられている防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、その設置した消防用設備等定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。怠ると最高1億円の罰金刑を科せられます。

「安心・安全」をお届けします。公共工事や各企業様のビルの自家発電設備の納入・日常及び定期メンテナンスを担当させていただきます。

三友工業ホームページ <http://www.sunyou.co.jp>

ヤンマー株式会社特約店
三友工業株式会社

大阪本社 〒532-0005 大阪市淀川区三國本町1丁目14番37号
TEL:(06)6392-5571 (代表) FAX:(06)6392-5570
E-mail: mail@sunyou.co.jp

東京支店 〒108-0014 東京都港区芝4丁目4番10号
TEL:(03)5730-4133 (代表) FAX:(03)3453-3365



▲消防法の点検項目にしたがって作業をする片寄課員=月刊三友メンテナンス

【大阪淀川区=片寄課員】
建物に設置されている消防用設備等の点検だけが報告の対象となっていました。平成十四年十月より、防火管理の状況についても一定の資格者に点検させ、消防署長に報告することが義務付けられました。

消防法は安心の担保です。

三友新聞



三友工業(株)
大阪市淀川区
本社
(06)6392-5571

義務=安全の心!

【大阪淀川区=片寄課員】

防火対象物(学校・病院・工場・事業場・興行場・百貨店・旅館・飲食店・地下街・等)の関係者(所有者・管理者・占有者)は、消防用設備等定期的に点検し、その結果を消防長又は、消防署長に報告する義務があります。義務は、いざという時に稼動するという、安心・安全の裏付けなのです。報告は、消防設備士免状の交付を受けた者または、総務大臣が認

める資格を有する者が点検実施報告しなければなりません。報告しなかった場合や、虚偽の報告をした者は30万以下の罰金か、拘留させられます。また、法人に対しては1億円以下の罰金刑が科せられる条文があります。この様に、防火対象物の関係者は常に安全・安心の裏付けが社会から求められています。そのような社会的責任を三友工業(株)なら、確かな技術力と誠実な対応、社会に対する貢献という理念で確実に履行してくれると評判である。

非常用自家発電設備の事なら、なんなりと!!

ヤンマー株式会社特約店
三友工業株式会社
大阪本社 〒532-0005 大阪市淀川区三國本町1丁目14番37号
TEL:(06)6392-5571 (代表) E-mail: mail@sunyou.co.jp
東京支店 〒108-0014 東京都港区芝4丁目4番10号
TEL:(03)5730-4133 (代表) FAX:(03)3453-3365
三友工業(株)ホームページ: <http://www.sunyou.co.jp>

FAX 06-6392-5570まで

■ご社名
■お電話番号

FAX 用紙

●ご質問・ご相談・ご用命等ございましたら、ぜひ一度お気軽にお問い合わせください。

■ご担当者様名

★ご質問内容(なんなりとご質問・ご相談等、ご記入ください!)